

船舶事故調査報告書

平成25年11月28日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 横山 鐵男（部会長）
 委員 庄司 邦昭
 委員 根本 美奈

事故種類	乗組員負傷
発生日時	平成25年6月17日 03時10分ごろ
発生場所	茨城県北茨城市大津漁港南南東方沖 北茨城市所在の大津岬灯台から真方位158°21海里（M）付近 （概位 北緯36°29.9′ 東経140°58.1′）
事故調査の経過	平成25年6月18日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 第十一不動丸、80トン 136638、株式会社不動丸 38.20m×7.40m×2.78m、鋼 ディーゼル機関、669kW、平成12年8月
乗組員等に関する情報	船長 男性 58歳 三級海技士（航海） 免許年月日 昭和50年7月4日 免状交付年月日 平成25年3月13日 免状有効期間満了日 平成30年5月30日 甲板員A 男性 20歳
死傷者等	重傷 1人（甲板員A）
損傷	なし
事故の経過	本船は、船長及び甲板員Aほか17人が乗り組み、まき網漁のため、大津漁港南南東方21M付近の漁場に至り、船首を東南東に向け、船長及び甲板員1人が、右舷船尾甲板上に設置されたセクリローラーによる揚収された網の整理作業及びセクリローラーに併設されたサイドローラーの操縦レバーの操作を、甲板員A及び甲板員3人が、右舷船尾甲板舷側にあるサイドローラー付近で揚網作業をそれぞれ開始した。 船長は、網がサイドローラーに絡んだため、サイドローラーの操縦レバーを正転（網を船内に取り込む方向）位置から逆転位置に操作してサイドローラーを逆転させ、甲板員A等が絡んだ網を解いた後、サイドローラーの操縦レバーを正転位置に戻した。 甲板員Aは、サイドローラーが正転を始めた後、網がサイドローラ

	<p>ーとブルワークの間に折り重なって行くことを認め、サイドローラーに網が絡むので、引き出そうと思い、両手でサイドローラー直下にある網をつかんだところ、平成25年6月17日03時10分ごろサイドローラーとブルワークの間に網と共に両腕を巻き込まれた。</p> <p>船長は、急いでサイドローラーを停止後、逆転させて他の乗組員と共に甲板員Aを救出した。</p> <p>本船は、操業を中止して大津漁港へ向かい、05時10分ごろ大津漁港へ帰った。</p> <p>甲板員Aは、救急車で病院へ搬送され、右肘開放骨折、左顔面部挫傷等と診断されて入院した。</p>
<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 曇り、風向 北北東、風速 約8m/s、視界 良好</p> <p>海象：波高 約1m</p>
<p>その他の事項</p>	<p>本船のサイドローラーは、直径約25cmのゴム巻きローラーが右舷端の上に船首尾方向に設置され、油圧駆動により、回転数毎分47、巻揚げスピード0.6m/sで動くようになっており、揚網作業の後半において、網を船内に取り込むために使用されていた。</p> <p>本船は、揚網作業中、これまでも網がサイドローラーに絡むことが時々あった。</p> <p>サイドローラーによる揚網作業は、網を均等に巻き揚げなければ、網がサイドローラーとブルワークの間に折り重なって絡む原因となっていた。</p> <p>本船は、本事故当日、揚網作業の初期に網の中央付近に破網が見付かり、同箇所を優先して巻き揚げていたため、残された後部付近の網が、サイドローラーとブルワークの間に折り重なりやすい状況になっていた。</p> <p>甲板員Aは、雨カッパ及びヘルメットを着用していた。</p> <p>甲板員Aは、平成25年3月本船に乗船し、漁船の乗船期間は約3か月、操業経験は10回程度であった。</p> <p>船長は、平成12年11月5日付けで船長の指定を受け、安全担当者を兼務し、甲板員Aが乗船した当初、サイドローラー付近での作業の危険性及び危害防止方法について、同人に伝えていた。</p> <p>甲板員Aは、サイドローラー付近での揚網作業時には、危害防止のため、サイドローラーと距離を置き、サイドローラーとブルワークの間の網をつかまないようにしていた。</p> <p>船長は、ふだんからサイドローラーの操作に当たっていた。</p> <p>船長は、セクリローラーが死角となり、サイドローラー付近で作業する一部の甲板員の作業状況を確認できなかった。</p> <p>甲板員Aを診断した医師は、右腕の尺骨神経麻痺及び左腕のとう骨神経麻痺が見られ、体の右側を内側にして円周方向の力を受けたと推定した。</p>

<p>分析</p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析</p>	<p>あり あり なし</p> <p>本船は大津漁港南南東方沖で揚網作業中、甲板員Aが、網がサイドローラーとブルワークの間に折り重なって行くことを認め、サイドローラーに絡むので、引き出そうと思い、両手でサイドローラー直下にある網をつかんだことから、サイドローラーに両腕を巻き込まれ、負傷したものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、夜間、本船が大津漁港南南東方沖で揚網作業中、甲板員Aが、網がサイドローラーとブルワークの間に折り重なって行くことを認め、サイドローラーに絡むので、引き出そうと思い、両手でサイドローラー直下にある網をつかんだため、サイドローラーに両腕を巻き込まれたことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 網をつかむ必要がある際には、サイドローラーから離れた部位をつかむこと。 ・ 網が絡んだ際には、サイドローラーを止めること。